長与町農業委員会会議録

令和４年６月２３日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

令和４年６月農業委員会総会

１．日時　　令和４年６月２３日（木）　　９時３０分から１２時００分

２．場所　　長与町役場４階会議室

３．農業委員会委員　　出席委員（１０名）

会長　　１番　水谷　勉

会長職務代理者　　２番　渡邉　章三

委員　　３番　原田　成信　　４番　崎山　光子　　５番　永田　好紀

７番　原口　司　　８番　山本　忠典　　１０番　柳原　厚志

１１番　山口　多美子　　１２番　原田　正利

４．農業委員会委員　　欠席委員（２名）

６番　岡﨑　道子　　９番　益冨　雅彦

５．農地利用最適化推進委員　　出席委員（７名）

２番　尾﨑　明光　　３番　田中　光夫　　４番　山口　健士

５番　増田　博光　　６番　坂口　勝利　　７番　坂本　謙二

８番　坂本　秀哉

６．農地利用最適化推進委員　　欠席委員（１名）

１番　永冨　義徳

７．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　　４番　崎山　光子　　５番　永田　好紀

第２　　第１号議案　農用地利用集積計画について

第３　　第１号報告　農地改良届出報告について

第４　　第２号報告　農地転用専決処分報告について

８．農業委員会事務局職員

事務局長　　山﨑　昇

農政農地係長　　森　雅之

農政農地係主事　　竹中　敦月

事務局　皆さん、おはようございます。総会の開催に先立ち報告いたします。

長与町農業委員会総会規則第６条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。

本日は、委員１２人中現在９人の出席をいただいており、過半数に達しておりますので、総会が成立することを報告いたします。８番　山本　忠則委員は所用で少し遅れると聞いております。なお、農地利用最適化推進委員は、７名出席でございます。

本日の欠席者は６番　岡崎　道子委員、９番　益冨　雅彦委員、永冨　義徳農地利用最適化推進委員の３名です。

それでは、ここからの議事の進行につきまして、水谷会長よろしくお願いいたします。

議長　それでは、令和４年６月の農業委員会総会を開催いたします。

まず、始めに日程第１の農業委員会　総会規則、第１８条の規定によりまして、議事録署名　委員を２人、指名いたします。４番　崎山　光子委員。５番　永田　好紀委員を指名いたします。

日程第２　本日は、第１号議案　農用地利用集積計画が１件出されています。報告事項は農地改良届出報告が１件、農地転用専決処分が６件です。専決処分届出の内訳としては、４条の届出が３件、５条の届出が３件となっております。

では、提出された議案の審議に入ります。第１号議案　農用地利用集積計画について、事務局から説明をお願いします。

事務局　第１号議案　農用地利用集積計画についてご説明します。第１号議案をご準備ください。

１ページから２ページの議案提出・規定・集計表等については、説明を省略させていただきます。３ページをお開きください。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、（氏名）さん。長与町高田郷（地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所は、（氏名）さん。長与町高田郷（地番)。利用権を設定する土地は２筆で、高田郷（地番)、現況地目　畑、面積　１，３９６㎡、高田郷（地番)、現況地目　畑、面積　１，４４２㎡です。利用権の種類は賃貸借で、具体的な作物名は柴です。期間は、令和４年７月１日から令和１４年６月３０日までの１０年間です。平成１６年から借り入れをされており、今回２回目の更新となります。

土地の所在を説明します。５ページをお開きください。高田郷にあります（施設名）の西側に位置しており、〇〇団地から（地区名）へ通ずる道路沿いに、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

山口　健士　推進委員。

推進委員
４番

この件に関しましては、６月の１５日、午後２時から、山崎局長、森係長、竹中主事と、それから水谷会長と私で立会いさせていただきました。利用権設定する（貸主）さんも同行されまして、この場所につきましてはもう従来から、柴、花柴っていうですか、これの植樹はもう、管理されておりまして、この件につきましては別に異常はないと判断いたしました。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

質問なしと認めます。それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認、議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。

続いて報告事項に移ります。
農地改良届出の報告について、事務局お願いします。

事務局

それでは、報告いたします。
まず、令和４年６月総括表については、説明を省略いたしますので、後ほどご確認ください。報告事項は農地改良の届出が１件、農地専決処分報告書の届出が６件ございます。
１件目１ページをお開きください。資料につきましては№１をご覧ください。
土地の所在等は長与町岡郷（地番）、登記及び現況地目ともに畑、面積　７２６㎡。長与町岡郷（地番）、登記及び現況地目ともに畑、面積　２，０７９㎡。長与町岡郷（地番）、登記及び現況地目ともに畑、面積　１，７９７㎡。３筆合計４，６０２㎡のうち４２５㎡の改良となります。
所有者・耕作者ともに、（届出者）さん。長与町岡郷（地番）。工事期間は、受理日から６

箇月以内を予定しており、園内道路整備を行います。上記の通り、令和４年６月１日付の農地改良届について、届出者の母である（氏名）さんより提出されております。現地確認を令和４年６月１５日に行ったので報告します。令和４年６月２３日、農業委員　山口　多美子、農地利用最適化推進委員　坂本　秀哉。代読でございます。

届出の場所を申し上げます。２ページをお開きください。

岡郷にあります〇〇公園の東側に位置しております。赤色で表示してある場所が、届出地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、３ページで、ご確認いただければと思います。以上です。

議長　ここの現地は山口委員と坂本推進委員で確認しておりますが、何か付け加えることはありませんか。

山口　多美子委員

１１番　幅がですね、２．５メートルで、長さが１７０メートルの農道を造るっていうことで、お母さんの（氏名）さんが立ち会ったんですけど、雨水が下の家に流れないように、溝のほうに流れるように１か所だけ縁をちょっと高くしてもらうようにお願いをしました。モノレールで以前は仕事をされてたそうなんですけど、モノレールの会社がもう修理が出来ないということで、農道を造るという判断をされたそうです。以上です。

議長　ただ今の報告について、何か尋ねたいことはありませんか。

【お尋ね無し】

続いて農地転用専決処分報告に移ります。１件目について、事務局お願いします。

事務局　１件目についてご説明します。報告事項の４ページをお開きください。資料につきましては№２をご覧ください。農地法第４条第１項第８号の規定による農地転用届出です。市街化区域内の農地にかかる転用の届出となります。

１．当事者の氏名・住所・職業。届出者は、（氏名）さん。長与町高田郷（地番）、職業は自営業です。２．土地の所在等は長与町高田郷（地番）。登記地目　畑　面積　４９８㎡　土地所有者も同じく（氏名）さんです。３．転用計画。転用の目的は、宅地敷地として転用するもので、昭和５０年頃から車庫や倉庫などが建築されております。４．申請日　令和４年５月２７日。５．専決処分の日　令和４年６月１０日。

以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条２項の規定により、専決処分をしたので報告いたします。令和４年６月２３日、長与町農業委員会事務局長　山﨑　昇

土地の所在地を説明します。５ページをお開きください。

高田郷にあります（施設名）の南西側に位置しております。赤色で表示してある場所が、届出地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、６ページで、ご確認いただければと思います。以上です。

１番　これも市街区農地ということでですね、実は、資料の２、写真のところをちょっと見てください。（届出者）さんといえば造園をされたところですけども（地区名）ですので、実は、ここがもう宅地の中に、配置がなってるような感じなんですけども、まだ農地なので現状がこういうことで追認という形しかないんですね。だから、今の時点ではもう市街化農地でもあるし、それは法的には問題ないんですがやっぱり届出がちょっと、そういう意味では遅かった。そのときにどうだったのかという意識の問題もあるんですけども、そういうことで、一応、専決処分で追認をしていただくということです。よろしいでしょうか。

議長　ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

渡邉　章三　委員

２番　はい。別に問題ないと思います。申請がね、なぜ今なのかなあとちょっと思ったもんで、何かこう気づいて言われたのかどうなのか。

議長　事務局から説明をお願いします。

事務局　今回の案件につきましては、（届出者）さん本人のほうからの申請となってます。手続が出来てなかったということで始末書を書いていただいての報告となっております。以上です。

１番　今渡邉委員が申し上げたように、この、写真の後に、配置図がありますね、これを見ていただくと、大体、そういう状態の中にあったと。多分本人は、宅地というふうな意識の中で動いているのかなというところですね。そういうことで、よろしくお願いいたします。他に尋ねたいことはありませんか。

【お尋ね無し】

議長　　続いて２件目について、事務局お願いします。

事務局　　２件目についてご説明します。報告事項の７ページをお開きください。資料につきましては№３をご覧ください。農地法第４条第１項第８号の規定による農地転用届出です。市街化区域内の農地にかかる転用の届出となります。

１．当事者の氏名・住所・職業　届出者は、（氏名）さん。長与町嬉里郷（地番）。職業は会社員です。（氏名）さん。長与町嬉里郷（地番）。（氏名）さん。長与町嬉里郷（地番）。以上３名の届出者となります。２．土地の所在等は、長与町嬉里郷（地番）。登記地目　畑　面積　５７㎡。土地所有者も同じく（氏名）さん他２名です。３．転用計画　転用の目的は、宅地として転用するもので、すでに駐車場として利用されております。４．申請日　令和４年６月３日。５．専決処分の日　令和４年６月１０日。

以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条２項の規定により、専決処分をしたので報告いたします。令和４年６月２３日、長与町農業委員会事務局長　山﨑　昇

土地の所在地を説明します。８ページをお開きください。

嬉里郷にあります（施設名）の南東側に位置しております。赤色で表示してある場所が、届出地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、９ページで、ご確認いただければと思います。以上です。

議長　　これも本人申請ですかね。はい、本人申請ということです。これも、ある意味追認ですけども、もう既に駐車場になっておったというところですけども、これについて質問ありますか。

柳原　厚志　委員

１０番　　私のほうからちょっと質問をさせていただきますけど、この農地は、地目が畑で現状は雑種地になっていますけど、この駐車場として利用していたということは、何年ぐらい前から、その利用があったんでしょうかね、そこのところお尋ねします。

議長　　転用時期は分かりますか。

事務局　　柳原委員の御質問なんですけども、申請者のほうから、いつから駐車場として使ってるの

かは申出がなかったので、結局その申請者の方も分からなかったのではないかと推測されます。以上です。

議長　始末書の内容を読み上げてください。

事務局　始末書を読み上げます。届出者が先ほど申し上げた（氏名）さん、（氏名）さん、（氏名）さんの３名、『下記の土地、西彼杵郡長与町嬉里郷（地番）について、農地法に係る許可を得ないまま土地の利用を行ったことにつきましては誠に申し訳ございません。当時農地法を熟知していなかったために、無断転用したことについて深く反省しおわび申し上げます。以後このようなことがないよう注意し、農地法の手続を遵守いたしますので、何とぞ、農地転用の御審議のほどよろしくお願いいたします。』ということです。

議長　当時というふうに表現してますので、事務局ここを、もう一つつけ加えて確認をしてですね。何年ということで、必ず始末書には、当時という表現じゃなくて、何年頃とか、そういうふうなことを、始末書の中に書いてください。後でまた報告をしますので、一応これはまた、専決処分ですけども追認という形で、お願いいたします。

他に尋ねたいことはありませんか。

【お尋ね無し】

続いて３件目について、事務局お願いします。

事務局　３件目についてご説明します。報告事項の１０ページをお開きください。資料につきましては№４をご覧ください。農地法第４条第１項第９号の規定による農地転用届出です。農作業用道路にかかる届出となります。

１．当事者の氏名・住所・職業。届出者は、（氏名）さん。２．土地の所在等は長与町本川内郷（地番）。登記地目　畑　面積　２３㎡。３．転用計画　転用の目的は、農作業用道路。４．申請日　令和４年６月１５日。５．専決処分の日　令和４年６月１５日。

以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条２項の規定により、専決処分をしたので報告いたします。令和４年６月２３日、長与町農業委員会事務局長　山﨑　昇

土地の所在地を説明します。１１ページをお開きください。
本川内郷にあります（施設名）の北西側に位置しており、赤色で表示してある場所が、届出地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、１２ページで、ご確認いただければと思います。以上です。

議長　原口委員、立ち会いは行っていませんが、このあたりの形状は分かりますか。

７番　ここの入り口のところがですね、もう本当、出入りが難しくてですね。（届出者）さんが、作業してるときに私もちょっと行って話をしたんですけど、２トン車でですねここ上るとしたらどうしても、何回かこう、行ったり戻ったり行ったり戻ったりせんと上っていけないんですよね。だから、来てからぐっと入りやすいように、大きく、道をとってるんですけど、それ以外の目的はありません。作業しやすいようにしていましたんで、問題ありません。

議長　改良時期は分かりますか。

事務局　申請書のほうに工事の時期が書いてありまして、令和３年８月下旬ということで申請をいただいております。

議長　これも追認という形になりますけど、一応届出という形でお願いしときます。
他に尋ねたいことはありませんか。

【お尋ね無し】

続いて４件目について、事務局お願いします。

事務局　４件目についてご説明します。報告事項の１３ページをお開きください。資料につきましては№５の１枚目と２枚目をご覧ください。農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出です。高田南土地区画整理事業の、住宅用地として転用の届出が出ております。所有権移転の売買です。
１．当事者の氏名・住所・職業。譲受人は、（会社名）。長崎市八千代町（地番）。職業は不動産業です。譲渡人は、（氏名）さん。長崎市賑町（地番）。職業は、パートです。２．土地

の所在等。届出の筆は２筆で、登記地目はすべて畑です。高田郷（地番）、面積１１８㎡。同じく、（地番）、面積４７６㎡。２筆合計５９４㎡で、高田南土地区画整理事業の街区としては、記載の通り、（街区番号）、面積４４．４６㎡、（街区番号）、面積１９８．７８㎡、合計２４３．２４㎡です。４．申請日　令和４年５月２３日。５．専決処分の日　令和４年６月１０日。

以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条２項の規定により、専決処分をしたので報告いたします。令和４年６月２３日、長与町農業委員会事務局長　山﨑　昇

土地の所在地を説明します。１４ページをお開きください。

高田郷の（施設名）の上の、（施設名）の西側に位置しており、赤色で表示してある場所が、届出地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、１５ページで、ご確認いただければと思います。以上です。

議長　ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

【お尋ね無し】

続いて５件目について、事務局お願いします。

事務局　５件目についてご説明します。報告事項の１６ページをお開きください。資料につきましては№５の１枚目と３枚目をご覧ください。農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出です。高田南土地区画整理事業の、住宅用地として転用の届出が出ております。所有権移転の売買です。

１．当事者の氏名・住所・職業。譲受人は、（氏名）さん。長与町吉無田郷（地番）。職業は医療関係です。譲渡人は、（氏名）さん。長崎市若草町（地番）。職業は、会社員です。２．土地の所在等　高田郷（地番）、登記地目　畑　面積４２６㎡。高田南土地区画整理事業の街区としては、記載の通り、（街区番号）、面積１８２㎡です。４．申請日　令和４年６月１４日。５．専決処分の日　令和４年６月１５日。

以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条２項の規定により、専決処分をしたので報告いたします。令和４年６月２３日、長与町農業委員会事務局長　山﨑　昇

土地の所在地を説明します。１７ページをお開きください。

高田郷の（施設名）の上の、（施設名）の西側に位置しており、赤色で表示してある場所が、届出地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、１８ページで、ご確認いただければと思います。以上です。

議長　　ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

【お尋ね無し】

続いて６件目について、事務局お願いします。

事務局　　６件目についてご説明します。報告事項の１９ページをお開きください。資料につきましては№６をご覧ください。農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出です。市街化区域内の農地にかかる転用の届出となります。所有権移転の売買です。

１．当事者の氏名・住所・職業。譲受人は、（氏名）さん。長崎市中園町（地番）。職業は医療関係です。譲渡人は（氏名）さん　滋賀県草津市（地番）。２．土地の所在等。高田郷（地番）、登記地目　畑　面積９３㎡。３．転用計画　転用の目的は、住宅用地です。４．申請日令和４年６月１４日。５．専決処分の日　令和４年６月１５日。

以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条２項の規定により、専決処分をしたので報告いたします。令和４年６月２３日、長与町農業委員会事務局長　山﨑　昇

土地の所在地を説明します。２０ページをお開きください。

高田郷の（施設名）の北側に位置しており、赤色で表示してある場所が、届出地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、２１ページで、ご確認いただければと思います。以上です。

議長　　ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

【お尋ね無し】

以上で報告事項を終わります。

次は、行事報告です。事務局からお願いします。

【この後、令和４年６月の行事報告が行われた】

議長　　７月の総会日程について、事務局からお願いします。

事務局　　７月２５日（月）９時３０分からはいかがでしょうか。

【異議なし】

議長　　以上をもちまして、長与町農業委員会６月総会を閉会します。